

N o 5 看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
<p>令和<u>4</u>年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>4</u>年4月1日から令和<u>5</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>5</u>年3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6条～11条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>4</u>年<u>  </u>月<u>  </u>日から施行する。</p> <p>2 令和<u>4</u>年度補助額は、令和<u>4</u>年9月を目途に決定する。 決定までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p>	<p>令和<u>3</u>年度看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1～4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする医療機関又は教育関連機関は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、令和<u>3</u>年4月1日から令和<u>4</u>年3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から令和<u>4</u>年3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6条～11条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和<u>3</u>年4月1日から施行する。</p> <p>2 令和<u>3</u>年度補助額は、令和<u>3</u>年9月を目途に決定する。 決定までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</p> <p>(別表) (略)</p>